

滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

修正前	修正後														
<p>第1編 総則</p> <p>第1節～第3節 [略]</p> <p>第4節 各機関の実施責任と処理すべき業務の大綱</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6. 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="154 466 1061 908"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務または業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[中略]</td> <td>[中略]</td> </tr> <tr> <td>14. <u>日本郵政公社 近畿支社 (大津中央郵便局)</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1. 郵便物の送達の確保および郵便局の窓口業務の維持 2. 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あての救援を目的とする寄付金の郵便振替の料金免除 3. 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 4. 民間災害救助団体に対する災害ボランティア口座寄付金の公募・配分 5. 為替貯金業務および簡易保険業務の非常取扱い 6. 通信病院における医療救護活動の要請 7. 簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請 8. 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金の短期融資 </td> </tr> </tbody> </table> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1節～第4節 [略]</p> <p>第5節 電力・ガス施設の安全化</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2. ガス施設の総合的な耐震化の強化</p>	機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱	[中略]	[中略]	14. <u>日本郵政公社 近畿支社 (大津中央郵便局)</u>	<ul style="list-style-type: none"> 1. 郵便物の送達の確保および郵便局の窓口業務の維持 2. 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あての救援を目的とする寄付金の郵便振替の料金免除 3. 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 4. 民間災害救助団体に対する災害ボランティア口座寄付金の公募・配分 5. 為替貯金業務および簡易保険業務の非常取扱い 6. 通信病院における医療救護活動の要請 7. 簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請 8. 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金の短期融資 	<p>第1編 総則</p> <p>第1節～第3節 [略]</p> <p>第4節 各機関の実施責任と処理すべき業務の大綱</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6. 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1144 466 2051 908"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務または業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[中略]</td> <td>[中略]</td> </tr> <tr> <td>14. <u>郵便事業株式会社 (大津支店)</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1. 郵便物の送達の確保 2. 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あて救助用郵便物の料金免除 </td> </tr> <tr> <td>15. <u>郵便局株式会社 (大津中央郵便局)</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1. 郵便局の窓口業務の維持 </td> </tr> </tbody> </table> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1節～第4節 [略]</p> <p>第5節 電力・ガス施設の安全化</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2. ガス施設の総合的な耐震化の強化</p>	機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱	[中略]	[中略]	14. <u>郵便事業株式会社 (大津支店)</u>	<ul style="list-style-type: none"> 1. 郵便物の送達の確保 2. 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あて救助用郵便物の料金免除 	15. <u>郵便局株式会社 (大津中央郵便局)</u>	<ul style="list-style-type: none"> 1. 郵便局の窓口業務の維持
機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱														
[中略]	[中略]														
14. <u>日本郵政公社 近畿支社 (大津中央郵便局)</u>	<ul style="list-style-type: none"> 1. 郵便物の送達の確保および郵便局の窓口業務の維持 2. 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あての救援を目的とする寄付金の郵便振替の料金免除 3. 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 4. 民間災害救助団体に対する災害ボランティア口座寄付金の公募・配分 5. 為替貯金業務および簡易保険業務の非常取扱い 6. 通信病院における医療救護活動の要請 7. 簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請 8. 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金の短期融資 														
機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱														
[中略]	[中略]														
14. <u>郵便事業株式会社 (大津支店)</u>	<ul style="list-style-type: none"> 1. 郵便物の送達の確保 2. 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あて救助用郵便物の料金免除 														
15. <u>郵便局株式会社 (大津中央郵便局)</u>	<ul style="list-style-type: none"> 1. 郵便局の窓口業務の維持 														

滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

資料 2-2

修正前				修正後					
1. 現況 [中略]				1. 現況 [中略]					
事業者		所在地	供給区域	供給ガス	事業者		所在地	供給区域	供給ガス
大津市企業局		大津市御陵町3の1 TEL 077(523)1234	大津市の一部	天然ガス 一部 エルピーガス	大津市企業局		大津市御陵町3の1 TEL 077(523)1234	大津市の一部	天然ガス 一部 エルピーガス
大阪ガス 株式会社	京滋導管部	京都市下京区中堂寺粟田町9番地 TEL 075(315)8948 緊急時・・(導管事業部中央指令部) TEL 06(6205)5811	草津市・守山市・栗東市・野洲市・東近江市・湖南市・甲賀市・竜王町・彦根市・長浜市・愛荘町・多賀町の一部	天然ガス	大阪ガス 株式会社	京滋導管部	京都市下京区中堂寺粟田町9番地 TEL 075(315)8948 緊急時・・(導管事業部中央指令部) TEL 06(6205)5811	大津市・近江八幡市・草津市・守山市・栗東市・野洲市・東近江市・湖南市・甲賀市・竜王町・彦根市・長浜市・愛荘町・多賀町の一部	天然ガス
<p>第6節 上下水道施設の安全化</p> <p>第1. 水道施設の安全化の推進</p> <p>1. 施設の耐震化の推進</p> <p>水道施設の耐震化等の安全対策については、平成8年度に厚生労働省で作成された「水道の耐震化計画策定指針」を参考に、既存水道施設の構造形式、立地場所の地質、地形条件、過去の被害状況を踏まえ、給水重要施設（医療機関、福祉施設、避難所となる施設等）への配水管路の耐震化を優先的に行う等、効果的、効率的な対策を推進する。</p> <p>なお県では、各水道事業体における石綿セメント管の更新を推進するため「ライフライン確保対策事業費補助金」等を交付し、残存する石綿セメント管の更新の促進を図っている。</p> <p>また、災害時の支援体制を強化するため、県内事業体間の「相互応援体制」の整備を促進する。</p>				<p>第6節 上下水道施設の安全化</p> <p>第1. 水道施設の安全化の推進</p> <p>1. 施設の耐震化の推進</p> <p>水道施設の耐震化等の安全対策については、平成8年度に厚生労働省で作成された「水道の耐震化計画策定指針」を参考に、既存水道施設の構造形式、立地場所の地質、地形条件、過去の被害状況を踏まえ、給水重要施設（医療機関、福祉施設、避難所となる施設等）への配水管路の耐震化を優先的に行う等、効果的、効率的な対策を推進する。</p> <p>また、災害時の支援体制を強化するため、県内事業体間の「相互応援体制」の整備を促進する。</p>					
第7節～第8節 [略]				第7節～第8節 [略]					

滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

修正前	修正後																																																
<p>第9節 鉄道施設の安全化</p> <p>第1．西日本旅客鉄道株式会社</p> <p>1．[略]</p> <p>2．実施計画</p> <p>(1) 施設、設備の耐震性の確保</p> <p>[略]</p> <p>地震計の設置</p> <p>地震計の設置箇所と警報、ガルは次の二段階とし、地震発生時における早期点検体制の確立を図る。</p> <table border="1" data-bbox="123 466 1086 885"> <thead> <tr> <th>地震指示警報機設置箇所</th> <th>設置箇所</th> <th>型 式</th> <th>設定ガル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>彦 根 駅</td> <td>駅 構 内</td> <td>NEWS - R95 型</td> <td>40、80 ガル</td> </tr> <tr> <td>草 津 駅</td> <td>野洲駅構内</td> <td>NEW - R89 型</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>堅 田 駅</td> <td>駅 構 内</td> <td>NEWS - R95 型</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>近 江 今 津 駅</td> <td>"</td> <td>NEWS - R95 型</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>木 之 本 駅</td> <td>"</td> <td>NEWS - R84 型</td> <td>"</td> </tr> </tbody> </table>	地震指示警報機設置箇所	設置箇所	型 式	設定ガル	彦 根 駅	駅 構 内	NEWS - R95 型	40、80 ガル	草 津 駅	野洲駅構内	NEW - R89 型	"	堅 田 駅	駅 構 内	NEWS - R95 型	"	近 江 今 津 駅	"	NEWS - R95 型	"	木 之 本 駅	"	NEWS - R84 型	"	<p>第9節 鉄道施設の安全化</p> <p>第1．西日本旅客鉄道株式会社</p> <p>1．[略]</p> <p>2．実施計画</p> <p>(1) 施設、設備の耐震性の確保</p> <p>[略]</p> <p>地震計の設置</p> <p>地震計の設置箇所と警報、ガルは次の二段階とし、地震発生時における早期点検体制の確立を図る。</p> <table border="1" data-bbox="1113 466 2076 885"> <thead> <tr> <th>地震指示警報機設置箇所</th> <th>設置箇所</th> <th>型 式</th> <th>設定ガル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>彦 根 駅</td> <td>駅 構 内</td> <td>NEWS - R95 型</td> <td>40、80 ガル</td> </tr> <tr> <td>草 津 駅</td> <td>野洲駅構内</td> <td>NEW - R89 型</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>堅 田 駅</td> <td>駅 構 内</td> <td>NEWS - R95 型</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>近 江 今 津 駅</td> <td>"</td> <td>NEWS - R95 型</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>木 之 本 駅</td> <td>"</td> <td>NEWS - R84 型</td> <td>"</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>気象庁発表震度を有効活用し、80 ガル以上の場合でも震度4のときは、駅間に停車した列車を最寄駅まで徐行で収容する。</u></p>	地震指示警報機設置箇所	設置箇所	型 式	設定ガル	彦 根 駅	駅 構 内	NEWS - R95 型	40、80 ガル	草 津 駅	野洲駅構内	NEW - R89 型	"	堅 田 駅	駅 構 内	NEWS - R95 型	"	近 江 今 津 駅	"	NEWS - R95 型	"	木 之 本 駅	"	NEWS - R84 型	"
地震指示警報機設置箇所	設置箇所	型 式	設定ガル																																														
彦 根 駅	駅 構 内	NEWS - R95 型	40、80 ガル																																														
草 津 駅	野洲駅構内	NEW - R89 型	"																																														
堅 田 駅	駅 構 内	NEWS - R95 型	"																																														
近 江 今 津 駅	"	NEWS - R95 型	"																																														
木 之 本 駅	"	NEWS - R84 型	"																																														
地震指示警報機設置箇所	設置箇所	型 式	設定ガル																																														
彦 根 駅	駅 構 内	NEWS - R95 型	40、80 ガル																																														
草 津 駅	野洲駅構内	NEW - R89 型	"																																														
堅 田 駅	駅 構 内	NEWS - R95 型	"																																														
近 江 今 津 駅	"	NEWS - R95 型	"																																														
木 之 本 駅	"	NEWS - R84 型	"																																														
<p>第10節～第12節 [略]</p> <p>第13節 土砂災害・地盤災害の防止</p> <p>第1．地すべり対策の推進</p> <p>1．[略]</p> <p>2．実施計画 [中略]</p> <p>(1) 国土交通省所管の地すべり防止対策としては、平子地区、大沢地区について継続して整備することとし、<u>併せて危険箇所の指定を促進する。</u></p> <p>第2．急傾斜地対策の推進</p> <p>1．現況</p> <p>県下の急傾斜地崩壊危険箇所は2,341箇所あり、地形や集落発達の経過から各地に散在している。このうち急傾斜地崩壊危険区域に指定されたものは、<u>465箇所649.304ha</u>であるが、毎年防災パトロールを実施して状況を把握するとともに、危険性の高いところから、急傾斜地崩壊対策工事等を実施し土砂災害の防止に努めている。</p>	<p>第10節～第12節 [略]</p> <p>第13節 土砂災害・地盤災害の防止</p> <p>第1．地すべり対策の推進</p> <p>1．[略]</p> <p>2．実施計画 [中略]</p> <p>(1) 国土交通省所管の地すべり防止対策としては、平子地区、大沢地区について継続して整備することとし、<u>併せて防止区域や土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定促進および住民への周知を図るなど、土砂災害の防止、被害の軽減に努める。</u></p> <p>第2．急傾斜地対策の推進</p> <p>1．現況</p> <p>県下の急傾斜地崩壊危険箇所は2,341箇所あり、地形や集落発達の経過から各地に散在している。このうち急傾斜地崩壊危険区域に指定されたものは、<u>472箇所655.131ha</u>であるが、毎年防災パトロールを実施して状況を把握するとともに、危険性の高いところから、急傾斜地崩壊対策工事等を実施し土砂災害の防止に努めている。</p>																																																

滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

修正前	修正後																																																				
<p>2. 実施計画 急傾斜地崩壊危険区域については、区域内の行為の制限を行う。 また、社会資本整備重点計画法による社会資本整備重点計画を基本に、危険箇所（2, 341箇所）について順次、法面保護、擁壁等による対策工事を実施するとともに<u>危険区域の指定や住民への周知を図る。</u></p> <p>第3 [略]</p> <p>第4. 砂防対策の推進</p> <p>1. 現況 本県を取り巻く山地の稜線は、ほぼ県境と一致し殆どの河川が琵琶湖に流入し、周囲の山々から平地までの距離は極めて短く、河川勾配は急である。さらに地質は、風化花崗岩と古生層非石灰岩地帯であり、特に洪水時に地震が発生した場合には、土石流の流出する危険性が極めて高い。 また土石流危険渓流は、1, 892渓流ある。 このため<u>1, 344箇所、32, 743. 444ha</u>の渓流、山地、丘陵を砂防指定地に編入するとともに砂防ダム、床固工、護岸工事を実施して土砂の拵止、生産抑制、流出土砂の調整等により土砂災害の軽減に努めている。</p> <p>2. 実施計画 社会資本整備重点計画法による社会資本整備重点計画を基本に、緊急度の高い箇所から砂防ダム、床固工、山腹工、護岸工等を順次整備し、土砂流出の防止、渓床の安定を図る。 併せて<u>砂防指定地の指定促進や土石流危険渓流の住民への周知を図るなど、土砂災害の防止、被害の軽減に努める。</u></p> <p>第14節～第16節 [略]</p> <p>第17節 物資の確保と緊急輸送体制の整備</p> <p>第1. 食糧・生活必需品の確保</p> <p>1. 2. 県による備蓄等 [中略]</p> <p>【備蓄場所および保管委託業者一覧】</p>	<p>2. 実施計画 急傾斜地崩壊危険区域については、区域内の行為の制限を行う。 また、社会資本整備重点計画法による社会資本整備重点計画を基本に、危険箇所（2, 341箇所）について順次、法面保護、擁壁等による対策工事を実施するとともに<u>危険区域や土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定促進および住民への周知を図るなど、土砂災害の防止、被害の軽減に努める。</u></p> <p>第3 [略]</p> <p>第4. 砂防対策の推進</p> <p>1. 現況 本県を取り巻く山地の稜線は、ほぼ県境と一致し殆どの河川が琵琶湖に流入し、周囲の山々から平地までの距離は極めて短く、河川勾配は急である。さらに地質は、風化花崗岩と古生層非石灰岩地帯であり、特に洪水時に地震が発生した場合には、土石流の流出する危険性が極めて高い。 また土石流危険渓流は、1, 892渓流ある。 このため<u>1, 356箇所、32, 787. 224ha</u>の渓流、山地、丘陵を砂防指定地に編入するとともに砂防ダム、床固工、護岸工事を実施して土砂の拵止、生産抑制、流出土砂の調整等により土砂災害の軽減に努めている。</p> <p>2. 実施計画 社会資本整備重点計画法による社会資本整備重点計画を基本に、緊急度の高い箇所から砂防ダム、床固工、山腹工、護岸工等を順次整備し、土砂流出の防止、渓床の安定を図る。 併せて<u>砂防指定地や土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定促進および住民への周知を図るなど、土砂災害の防止、被害の軽減に努める。</u></p> <p>第14節～第16節 [略]</p> <p>第17節 物資の確保と緊急輸送体制の整備</p> <p>第1. 食糧・生活必需品の確保</p> <p>1. 2. 県による備蓄等 [中略]</p> <p>【備蓄場所および保管委託業者一覧】</p>																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>保管場所</th> <th>保管委託業者名</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">健康福祉政策課 南部振興局 甲賀県事務所 東近江地域振興局 湖東地域振興局 湖北地域振興局 高島県事務所</td> <td>大津市中庄2丁目1-73</td> <td>日本通運(株)大津支店</td> <td>077-522-6637</td> </tr> <tr> <td>栗東市手原8-1-5</td> <td>滋賀県陸上輸送協同組合</td> <td>077-522-2385</td> </tr> <tr> <td>甲賀市水口町北脇1466-1</td> <td>辻運輸(有)</td> <td>0748-62-0836</td> </tr> <tr> <td>東近江市小田苅町2004</td> <td><u>アヤハ運輸倉庫湖東倉庫</u></td> <td>0749-45-0697</td> </tr> <tr> <td><u>彦根市高宮町10-5</u></td> <td>キリン物流(株)関西支社滋賀営業所</td> <td>0749-27-0366</td> </tr> <tr> <td>長浜市山階町253-1</td> <td>日本通運(株)長浜支店</td> <td>0749-63-1610</td> </tr> <tr> <td>高島市新旭町太田2780-1</td> <td>滋賀貨物運輸(株)湖西営業所</td> <td>0740-25-7200</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	保管場所	保管委託業者名	電話番号	健康福祉政策課 南部振興局 甲賀県事務所 東近江地域振興局 湖東地域振興局 湖北地域振興局 高島県事務所	大津市中庄2丁目1-73	日本通運(株)大津支店	077-522-6637	栗東市手原8-1-5	滋賀県陸上輸送協同組合	077-522-2385	甲賀市水口町北脇1466-1	辻運輸(有)	0748-62-0836	東近江市小田苅町2004	<u>アヤハ運輸倉庫湖東倉庫</u>	0749-45-0697	<u>彦根市高宮町10-5</u>	キリン物流(株)関西支社滋賀営業所	0749-27-0366	長浜市山階町253-1	日本通運(株)長浜支店	0749-63-1610	高島市新旭町太田2780-1	滋賀貨物運輸(株)湖西営業所	0740-25-7200	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>保管場所</th> <th>保管委託業者名</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">健康福祉政策課 南部振興局 甲賀県事務所 東近江地域振興局 湖東地域振興局 湖北地域振興局 高島県事務所</td> <td>大津市中庄2丁目1-73</td> <td>日本通運(株)大津支店</td> <td>077-522-6637</td> </tr> <tr> <td>栗東市手原8-1-5</td> <td>滋賀県陸上輸送協同組合</td> <td>077-522-2385</td> </tr> <tr> <td>甲賀市水口町北脇1466-1</td> <td>辻運輸(有)</td> <td>0748-62-0836</td> </tr> <tr> <td>東近江市小田苅町2004</td> <td><u>アヤハ運輸倉庫(株)</u></td> <td>0749-45-0697</td> </tr> <tr> <td><u>彦根市高宮町字上流7-1</u></td> <td>キリン物流(株)関西支社滋賀営業所</td> <td>0749-27-0366</td> </tr> <tr> <td>長浜市山階町253-1</td> <td>日本通運(株)長浜支店</td> <td>0749-63-1610</td> </tr> <tr> <td>高島市新旭町太田2780-1</td> <td>滋賀貨物運輸(株)湖西営業所</td> <td>0740-25-7200</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	保管場所	保管委託業者名	電話番号	健康福祉政策課 南部振興局 甲賀県事務所 東近江地域振興局 湖東地域振興局 湖北地域振興局 高島県事務所	大津市中庄2丁目1-73	日本通運(株)大津支店	077-522-6637	栗東市手原8-1-5	滋賀県陸上輸送協同組合	077-522-2385	甲賀市水口町北脇1466-1	辻運輸(有)	0748-62-0836	東近江市小田苅町2004	<u>アヤハ運輸倉庫(株)</u>	0749-45-0697	<u>彦根市高宮町字上流7-1</u>	キリン物流(株)関西支社滋賀営業所	0749-27-0366	長浜市山階町253-1	日本通運(株)長浜支店	0749-63-1610	高島市新旭町太田2780-1	滋賀貨物運輸(株)湖西営業所	0740-25-7200
機関名	保管場所	保管委託業者名	電話番号																																																		
健康福祉政策課 南部振興局 甲賀県事務所 東近江地域振興局 湖東地域振興局 湖北地域振興局 高島県事務所	大津市中庄2丁目1-73	日本通運(株)大津支店	077-522-6637																																																		
	栗東市手原8-1-5	滋賀県陸上輸送協同組合	077-522-2385																																																		
	甲賀市水口町北脇1466-1	辻運輸(有)	0748-62-0836																																																		
	東近江市小田苅町2004	<u>アヤハ運輸倉庫湖東倉庫</u>	0749-45-0697																																																		
	<u>彦根市高宮町10-5</u>	キリン物流(株)関西支社滋賀営業所	0749-27-0366																																																		
	長浜市山階町253-1	日本通運(株)長浜支店	0749-63-1610																																																		
	高島市新旭町太田2780-1	滋賀貨物運輸(株)湖西営業所	0740-25-7200																																																		
機関名	保管場所	保管委託業者名	電話番号																																																		
健康福祉政策課 南部振興局 甲賀県事務所 東近江地域振興局 湖東地域振興局 湖北地域振興局 高島県事務所	大津市中庄2丁目1-73	日本通運(株)大津支店	077-522-6637																																																		
	栗東市手原8-1-5	滋賀県陸上輸送協同組合	077-522-2385																																																		
	甲賀市水口町北脇1466-1	辻運輸(有)	0748-62-0836																																																		
	東近江市小田苅町2004	<u>アヤハ運輸倉庫(株)</u>	0749-45-0697																																																		
	<u>彦根市高宮町字上流7-1</u>	キリン物流(株)関西支社滋賀営業所	0749-27-0366																																																		
	長浜市山階町253-1	日本通運(株)長浜支店	0749-63-1610																																																		
	高島市新旭町太田2780-1	滋賀貨物運輸(株)湖西営業所	0740-25-7200																																																		

滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

修正前	修正後
<p>第18節 広域避難・避難収容体制の整備 第1～第2 [略] 第3 避難所の設定・整備 1. 避難所の設定・整備 [中略] なお、避難所に指定する公共的施設については、障害者トイレの設置、スロープの設置、ファックス、文字放送テレビの設置等、高齢者・障害者等に配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>第19節 災害時要援護者の安全確保と支援体制の強化 第1 在宅の災害時要援護者の避難体制の構築 1. 在宅の災害時要援護者のための地震マニュアルの作成等 市町は、高齢者・障害者等の災害時要援護者やその介護者が普段から地震災害に関する基礎的な知識や地震発生時にとるべき行動について理解や関心を高めるため、地震対策マニュアルを作成する等、必要な知識の普及啓発に努める。</p> <p>2. 安否確認体制の整備 [中略] (1) プライバシーに配慮した在宅要援護者名簿の整備 3. ～6 [略]</p> <p>第2 [略]</p> <p>第3 避難所における災害時要援護者への配慮 市町は、避難所となる公共施設を「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づくバリアフリーの視点から、障害者トイレ、スロープ、手摺り、ファクシミリ、文字放送テレビ等の整備を進める。</p> <p>また、災害時要援護者が避難生活を過ごす居室は、トイレに近く冷暖房設備や調理設備が配備され、プライバシーが確保されるなどの配慮を心がける。</p> <p>第20節～第23節 [略]</p> <p>第24節 地震防災上必要な教育および広報に関する計画 第1 防災教育・研修の充実 1. 地域における防災教育の充実 [中略]</p> <p>(2)教育および広報の内容 [中略]</p> <p>エ 正確な情報入手の方法 [中略]</p>	<p>第18節 広域避難・避難収容体制の整備 第1～第2 [略] 第3 避難所の設定・整備 1. 避難所の設定・整備 [中略] なお、避難所に指定する公共的施設については、障害者トイレの設置、スロープの設置、ファックス、字幕放送対応テレビの設置等、高齢者・障害者等に配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>第19節 災害時要援護者の安全確保と支援体制の強化 第1 在宅の災害時要援護者の避難体制の構築 1. 在宅の災害時要援護者のための地震マニュアルの作成等 市町は、高齢者・障害者等の災害時要援護者やその介護者が普段から地震災害に関する基礎的な知識や地震発生時にとるべき行動について理解や関心を高めるため、地震対策マニュアルを作成するとともに、地域における災害時要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法、支援対策について市町地域福祉計画に盛り込むこととする。</p> <p>2. 安否確認体制の整備 [中略] (1) 個人情報保護法に基づき管理された在宅要援護者名簿の整備 3. ～6 [略]</p> <p>第2 [略]</p> <p>第3 避難所における災害時要援護者への配慮 市町は、避難所となる公共施設を「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づくバリアフリーの視点から、障害者トイレ、スロープ、手摺り、ファクシミリ、字幕放送対応テレビ等の整備を進めるとともに、日本語の理解が困難な外国人に配慮し、やさしい日本語や多言語による案内表示、情報提供に努める。</p> <p>また、災害時要援護者が避難生活を過ごす居室は、トイレに近く冷暖房設備や調理設備が配備され、プライバシーが確保されるなどの配慮を心がける。</p> <p>第20節～第23節 [略]</p> <p>第24節 地震防災上必要な教育および広報に関する計画 第1 防災教育・研修の充実 1. 地域における防災教育の充実 [中略]</p> <p>(2)教育および広報の内容 [中略]</p> <p>エ 緊急地震速報の利用などによる正確な情報入手の方法 [中略]</p>

滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

修正前	修正後
<p>第2 . P R ・ 啓発活動の推進 1 . 各種メディアを活用したP R ・ 啓発の推進 [中略]</p> <p>(5) <u>パソコン通信やインターネットの活用</u></p> <p>第2 5 節～第2 6 節 [略]</p> <p>第2 7 節 災害ボランティアへの支援 第1 . ボランティア意識の醸成 社会福祉や環境、国際交流等、平常時の各種ボランティア活動で培われる信頼関係や自発的な行動力を、そのまま災害時における被災地での各種支援活動に生かして行けることが望ましい姿であり、このような意識や土壌づくりを推進する必要がある。 このため県・市町は、<u>滋賀県社会福祉協議会、淡海ネットワークセンター等のボランティア関係機関・団体</u>と連携し、平常時のボランティア活動団体の交流や研修等の機会に、災害時の支援活動の必要性やそのための活動環境づくりを進めるための意識啓発を推進する。 [中略]</p> <p>第3 編 災害応急対策計画 第1 節 災害応急対策の活動体制 第1 . [略] 第2 . 県の活動体制 [中略] 1 . 地震発生時の措置 (1) <u>防災危機管理副局長</u>は、彦根地方気象台から地震情報が発表された場合（震度3以上の地震が発生した場合等）は次の措置を講じる。 ア．地震および気象に関する情報の収集 イ．被害状況の把握 [中略]</p> <p>(6) <u>防災危機管理副局長</u>は、収集した被害状況を整備し、速やかに防災危機管理監を経由して知事に報告するものとする</p> <p>[地震発生初期の措置] (図中) <u>防災危機管理副局長</u>等の対応事項 [中略]</p> <p>2 . 緊急初動対策班 (1) ～ (5) [略] (6) 各緊急初動対策班における指揮命令権者 [中略]</p>	<p>第2 . P R ・ 啓発活動の推進 1 . 各種メディアを活用したP R ・ 啓発の推進 [中略]</p> <p>(5) <u>インターネットの活用</u></p> <p>第2 5 節～第2 6 節 [略]</p> <p>第2 7 節 災害ボランティアへの支援 第1 . ボランティア意識の醸成 社会福祉や環境、国際交流等、平常時の各種ボランティア活動で培われる信頼関係や自発的な行動力を、そのまま災害時における被災地での各種支援活動に生かして行けることが望ましい姿であり、このような意識や土壌づくりを推進する必要がある。 このため県・市町は、<u>滋賀県社会福祉協議会、淡海ネットワークセンター、滋賀県国際協会等のボランティア関係機関・団体</u>と連携し、平常時のボランティア活動団体の交流や研修等の機会に、災害時の支援活動の必要性やそのための活動環境づくりを進めるための意識啓発を推進する。 [中略]</p> <p>第3 編 災害応急対策計画 第1 節 災害応急対策の活動体制 第1 . [略] 第2 . 県の活動体制 [中略] 1 . 地震発生時の措置 (1) <u>防災危機管理局長</u>は、彦根地方気象台から地震情報が発表された場合（震度3以上の地震が発生した場合等）は次の措置を講じる。 ア．地震および気象に関する情報の収集 イ．被害状況の把握 [中略]</p> <p>(6) <u>防災危機管理局長</u>は、収集した被害状況を整備し、速やかに防災危機管理監を経由して知事に報告するものとする</p> <p>[地震発生初期の措置] (図中) <u>防災危機管理局長</u>等の対応事項 [中略]</p> <p>2 . 緊急初動対策班 (1) ～ (5) [略] (6) 各緊急初動対策班における指揮命令権者 [中略]</p>

滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

修正前			修正後		
[緊急初動対策各班の指揮命令権者（勤務時間外の場合）]			[緊急初動対策各班の指揮命令権者（勤務時間内の場合）]		
	災 害 対 策 本 部	災 害 対 策 地 方 本 部		災 害 対 策 本 部	災 害 対 策 地 方 本 部
総務班長	<u>県民文化生計部長</u> <u>県民文化生計部次長</u> <u>県民文化生計部次長級職員</u>	課長級職員	総務班長	<u>管理監（企画担当）</u> <u>管理監</u> <u>知事公室長</u>	課長級職員
情報班長	課長級職員	課長・参事級職員	情報班長	課長級職員	課長・参事級職員
医療班長	課長級職員	課長・参事級職員	医療班長	課長級職員	課長・参事級職員
救助班長	課長級職員	課長・参事級職員	救助班長	課長級職員	課長・参事級職員
広報班長	課長級職員	課長・参事級職員	広報班長	課長級職員	課長・参事級職員
[緊急初動対策各班の指揮命令権者（勤務時間内の場合）]			[緊急初動対策各班の指揮命令権者（勤務時間外の場合）]		
	災 害 対 策 本	災 害 対 策 地 方 本 部		災 害 対 策 本	災 害 対 策 地 方 本 部
総務班長	<u>県民文化生計部長</u> <u>県民文化生計部次長</u> <u>県民文化生計部次長級職員</u>	地域振興局副局長（県事務所次長） 地域振興局総務振興部長または地域振興局の課長 （県事務所の課長）	総務班長	<u>管理監（企画担当）</u> <u>管理監</u> <u>知事公室長</u>	地域振興局副局長（県事務所次長） 地域振興局総務振興部長または地域振興局の課長 （県事務所の課長）
情報班長	<u>県民文化生計部防災危機管理 副局長</u> <u>県民文化生計部の課長級職員</u>	地域振興局総務振興部地域振興課長 （県事務所総務出納課長または同課課長補佐） 地域振興局の課長 （県事務所の課長）	情報班長	<u>防災危機管理局副局長</u> <u>知事直轄組織の課長級職員</u>	地域振興局総務振興部地域振興課長 （県事務所総務出納課長または同課課長補佐） 地域振興局の課長 （県事務所の課長）
医療班長	健康福祉部健康対策課長 健康福祉部の課長級職員	保健所次長 地域振興局の課長 （県事務所の課長）	医療班長	健康福祉部健康対策課長 健康福祉部の課長級職員	保健所次長 地域振興局の課長 （県事務所の課長）
救助班長	健康福祉部健康福祉政策課長 健康福祉部の課長級職員	地域振興局地域健康福祉部健康福祉推進課長または 同課課長補佐 （県事務所地域健康福祉部健康福祉推進課長または同 課課長補佐） 地域振興局の課長 （県事務所の課長）	救助班長	健康福祉部健康福祉政策課長 健康福祉部の課長級職員	地域振興局地域健康福祉部健康福祉推進課長または 同課課長補佐 （県事務所地域健康福祉部健康福祉推進課長または同 課課長補佐） 地域振興局の課長 （県事務所の課長）
広報班長	<u>政策調整部広報課長</u> <u>政策調整部の課長級職員</u>	地域振興局の課長（県事務所の課長）	広報班長	<u>広報課長</u> <u>知事直轄組織の課長級職員</u>	地域振興局の課長（県事務所の課長）

滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

修正前	修正後
<p>3.[略]</p> <p>4. 災害対策本部 (3) 編成組織 [1課1班体制](図中) 政策調整部</p> <p>5. 配備体制 職員の配備に関する計画は、本計画の定めるところによる。ただし、警察部については、警察本部長の定めるところによる。</p> <p>(1) 配備基準 ア. 彦根地方気象台から地震情報(滋賀県内において震度3、4を観測した場合または必要と認める場合) が発表された場合、防災危機管理局および関係課は次の措置を講じる (ア) 防災危機管理局副局長の指示により、防災危機管理局員は登庁する。(勤務時間外の場合) (イ) 防災危機管理局員は各関係機関に対して、被害情報の収集を行い、その結果を防災危機管理局副局長に報告し、県の体制強化について指示を受ける。 [中略]</p> <p>第2節 [略]</p> <p>第3節 相互協力計画 第1. ~第4. [略]</p> <p>第5. 地方公共団体との相互協力 [中略]</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 中部9県1市の災害応援に関する協定 本県を含む富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県および名古屋市の中部9県1市は、平成7年11月14日付けで「災害応援に関する協定書」を締結している。この協定は、災害が発生し被災市独自では十分に応急措置が実施できない場合に、他県市に応援要請する応援措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めたものであり、その主な内容は、次のとおりである。</p> <p>(1) 応援県市 救援活動等を速やかに実施する体制を執るため、応援県市は、必要に応じ救援対策本部を設置することとし、相互に連絡をとり、主たる応援県市を決定する。 主たる応援県市は、被災県市の被災地に最も交通至便な隣接県市とし、速やかに救援対策本部を設置することとする。 主たる応援県市の救援対策本部の業務は、次のとおりとする。 (ア) 被災県市の情報収集と状況把握 (イ) 災害応急措置等に必要の物資、人員、その他要請内容の把握 (ウ) 要請内容の協定県市への仕分け(コーディネート) (エ) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡 (オ) 被災県市および災害応急活動実施機関との連絡調整 (カ) 被災者の受け入れ施設等の確保および調整 (キ) 国および他の広域圏との調整 (ク) その他、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務</p>	<p>3.[略]</p> <p>4. 災害対策本部 (3) 編成組織 [1課1班体制](図中) 知事直轄組織</p> <p>5. 配備体制 職員の配備に関する計画は、本計画の定めるところによる。ただし、警察部については、警察本部長の定めるところによる。</p> <p>(1) 配備基準 ア. 彦根地方気象台から地震情報(滋賀県内において震度3、4を観測した場合または必要と認める場合) が発表された場合、防災危機管理局および関係課は次の措置を講じる。 (ア) 防災危機管理局長の指示により、防災危機管理局員は登庁する。(勤務時間外の場合) (イ) 防災危機管理局員は各関係機関に対して、被害情報の収集を行い、その結果を防災危機管理局長に報告し、県の体制強化について指示を受ける。 [中略]</p> <p>第2節 [略]</p> <p>第3節 相互協力計画 第1. ~第4. [略]</p> <p>第5. 地方公共団体との相互協力 [中略]</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 中部9県1市の災害時等の応援に関する協定 本県を含む富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県および名古屋市の中部9県1市は、平成19年7月26日付けで「災害時等の応援に関する協定書」を締結している。この協定は、災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合並びに武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第1条に定める武力攻撃事態等及び武力攻撃事態対処法第25条第1項に定める緊急対処事態に掲げる事態において、被災県市又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要がある県市では被災者等の避難、救援等の対策が十分に実施できない場合に、被災県市等の要請に基づき行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項について定めたものであり、その主な内容は、次のとおりである。</p> <p>(1) 応援県市 大規模な災害時等においては、救援活動等を速やかに実施できる体制を執るため、応援県市は、必要に応じ被災県市等に対する救援対策本部を設置することができる。 応援県市は、相互に連絡をとり、主たる応援県市を決定する。 主たる応援県市は、速やかに救援対策本部を設置するものとする。</p>

滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

修正前	修正後
<p>(2) 応援の内容</p> <p><u>応援県市が行う応援の内容は、次のとおり。</u></p> <p>ア．物資等の提供および斡旋ならびに人員の派遣</p> <p>(ア) 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供および斡旋</p> <p>(イ) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材および物資の提供および斡旋</p> <p>(ウ) 救援および救助活動に必要な車両、舟艇等の提供および斡旋</p> <p>(エ) 救護および応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣</p> <p><u>イ．避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等被災県市の境界付近における必要な措置</u></p> <p><u>ウ．被災者の一時収容のための施設の提供</u></p> <p><u>エ．全各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項</u></p> <p>(3) 応援要請等の手続</p> <p><u>ア．応援を受けようとする県市は、無線等により次の事項を明らかにして要請し、後日、速やかに応援要請書を送付するものとする。</u></p> <p>(ア) 被害の状況</p> <p>(イ) 物資・資機材の搬入を要請する場合 物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等</p> <p>(ウ) 人員の派遣を要請する場合 職種、人員、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等</p> <p><u>イ．要請を受けた県市は、速やかに、被災県市の隣接県市と連絡調整し、要請事項および搬入・派遣に要する時間などの応援計画を無線等により被災県市に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。</u></p> <p><u>ウ．被災県市は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付するものとする。</u></p> <p><u>エ．主たる応援県市は、応援が終了したときは、被災県市に対して、応援終了報告書を交付するものとする。</u></p> <p>(4) 激甚災害における自主的活動</p> <p><u>震度6弱以上の地震時において通信途絶等により被災県市から要請がない場合、他の県市は、速やかにその被災状況について自主的に情報収集を行うものとし、必要な場合、自主的に応援活動を実施するものとする。</u></p> <p>(5) 連絡協議会の設置等</p> <p><u>ア．各県市は、協定に基づく応援が円滑におこなわれるよう、必要な情報を交換するとともに、他の県市主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>イ．協定に関する事項、その他必要な事項を研究・協議するため、中部9県1市広域災害応援連絡協議会を設置するものとする。</u></p> <p>3. 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定</p> <p>地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会で結成している災害時の相互応援協定は、被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整により、全国的な都道府県間の広域応援を迅速かつ円滑に遂行するため、平成8年7月18日付けで「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」を締結した。</p> <p>その内容は、次の通りである。</p> <p>(1)～(3)[略]</p>	<p>(2) 応援の内容</p> <p><u>応援県市が行う応援の内容は、次のとおりとする。</u></p> <p>ア．物資等の提供及びあつせん並びに人員の派遣</p> <p>(ア) 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供及びあつせん</p> <p>(イ) 被災者等の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及びあつせん</p> <p>(ウ) 避難、救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあつせん</p> <p>(エ) 避難、救援・救護、救助活動及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣</p> <p><u>イ．避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等被災県市等の境界付近における必要な措置</u></p> <p><u>ウ．被災者等の一時収容のための施設の提供</u></p> <p><u>エ．医療機関による傷病者の受入</u></p> <p><u>オ．前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項</u></p> <p><u>各県市は、前項の応援が円滑に実施できるよう必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(3) 応援要請等の手続</p> <p><u>応援を受けようとする県市は、別に定める内容を明らかにして、他の県市に要請するものとする。</u></p> <p><u>各県市は、前項の要請を円滑に行うため、通信手段の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(4) 災害時等における自主的活動</p> <p><u>災害時等であつて別に定めるときに通信途絶等により被災県市から前条の要請がない場合、他の県市は速やかにその被災状況について、自主的に情報収集を行うものとする。</u></p> <p>(5) 連絡協議会の設置等</p> <p><u>この協定に関する事項、その他必要な事項を研究・協議するため中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会を設置するものとする。</u></p> <p>3. 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定</p> <p>地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会で結成している災害時の相互応援協定は、被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整により、全国的な都道府県間の広域応援を迅速かつ円滑に遂行するため、平成19年7月12日付けで「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」を締結した。</p> <p>その内容は、次の通りである。</p> <p>(1)～(3)[略]</p>

滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

修正前	修正後
<p>第6 [略]</p> <p>第7. 民間との協力 [中略]</p> <p>1. 県と民間機関等の事前協議 (1)～(11) [略]</p> <p>(12) コンビニエンスストア・外食事業者との協定 平成17年2月に、関西広域連携協議会が関西2府5県3政令市を代表して「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」を締結している。この協定は主として、地震等の災害が発生し、交通が途絶した場合の帰宅困難者に対する支援について相互に協力することを定めたものである。 関西広域連携協議会構成自治体 三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、神戸市</p> <p>コンビニエンスストア・外食事業者 株式会社ローソン、株式会社セブン-イレブン、株式会社ファミリーマート、株式会社エーエム・ピーエム・近鉄、株式会社デイリーヤマザキ、株式会社ココストア、国分グローサースチェーン株式会社、株式会社ミニストップ、株式会社ポプラ、株式会社チコマート、株式会社吉野家ディー・アンド・シー、株式会社ジャパン株式会社イデア・リンク、株式会社ストロベリーコーンズ</p> <p>(13) [略]</p>	<p>第6 [略]</p> <p>第7. 民間との協力 [中略]</p> <p>1. 県と民間機関等の事前協議 (1)～(11) [略]</p> <p>(12) コンビニエンスストア・外食事業者との協定 平成17年2月に、関西広域連携協議会が関西2府5県3政令市を代表して「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」を締結している。この協定は主として、地震等の災害が発生し、交通が途絶した場合の帰宅困難者に対する支援について相互に協力することを定めたものである。 関西広域連携協議会構成自治体 三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、神戸市</p> <p>コンビニエンスストア・外食事業者 株式会社ローソン、株式会社セブン-イレブン、株式会社ファミリーマート、株式会社エーエム・ピーエム・近鉄、株式会社デイリーヤマザキ、株式会社ココストア、国分グローサースチェーン株式会社、株式会社ミニストップ、株式会社ポプラ、株式会社チコマート、株式会社吉野家ディー・アンド・シー、株式会社ジャパン株式会社イデア・リンク、株式会社ストロベリーコーンズ、<u>株式会社荳番屋</u>、<u>株式会社スギ薬局</u>、<u>株式会社ダスキン</u>、<u>株式会社ユタカファーマシー</u></p> <p>(13) [略]</p> <p><u>(14) 三笠コカ・コーラボトリング株式会社との協定</u> 平成19年7月に、三笠コカ・コーラボトリング株式会社と「災害時における飲料も提供協力に関する協定」を締結した。</p> <p><u>(15) 特定非営利法人日本レスキュー協会との協定</u> 平成19年12月に、特定非営利法人日本レスキュー協会と「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」を締結した。</p> <p><u>(16) (社) 滋賀県電業協会との協定</u> 平成20年3月に、(社) 滋賀県電業協会と「災害時における応急救援活動への応援に関する協定」を締結した。</p> <p><u>(17) (社) 滋賀県下水道管路維持協会との協定</u> 平成20年3月に、(社) 滋賀県下水道管路維持協会と「地震災害時における流域下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定」を締結した。</p> <p><u>(18) (社) 滋賀県造園協会との協定</u> 平成20年5月に、(社) 滋賀県造園協会と「災害時における応急救援活動への応援に関する協定」を締結した</p>

滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

修正前	修正後
<p>第4節 自衛隊災害派遣計画</p> <p>第1.～第2 [略]</p> <p>第3. 災害派遣要請</p> <p>1. 災害派遣要請者および要請先</p> <p>(1) 要請者</p> <p>知事が自衛隊の災害派遣要請を行う。 ただし、事故等何らかの理由によって、知事と連絡が取れない場合には、次の役職者に 囲みの数字で示した優先順位に従って知事の代理として決裁を受け自衛隊への災害派遣要請を行う。</p> <p>副知事、<u>防災危機管理監（防災危機管理局長）</u>、<u>防災危機管理局副局長</u></p> <p>第5節～第6節 [略]</p> <p>第7節 情報連絡計画</p> <p>第1.～第2 [略]</p> <p>第3. 地震および災害に関する情報の収集および伝達</p> <p>1.～3.[略]</p> <p>4. 強化地域に係る大規模な地震に関する情報の収集および伝達</p> <p>(1)～(4)[略]</p> <p>(5) 東海地震注意情報および東海地震予知情報が発表されたときの県の体制</p> <p>ア. 東海地震注意情報が発表されたとき</p> <p>(ア) <u>防災危機管理局副局長</u>の指示により、あらかじめ指定された防災危機管理局員は登庁する。 (勤務時間外の場合)</p> <p>(イ) 東海地震注意情報の解除で待機体制を解く</p> <p>イ. 東海地震注意情報に判定会が開催された旨の記述があった場合</p> <p><u>防災危機管理局副局長</u>の指示により、防災危機管理局員は全員登庁する。(勤務時間外の場合)</p> <p>ウ. 東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき</p> <p>(ア) 防災危機管理監は登庁するとともに、<u>知事、副知事、県民文化生活部長</u>に警戒宣言の内容を連絡し対応協議を行う。</p> <p>(イ) 防災危機管理局員は本庁および各地方機関の連絡担当者に警戒宣言が発表された旨連絡をし、連絡を受けた担当者は所属長に報告する。</p> <p>(ウ) 各所属長は東海地震の発生に備え、速やかに災害対策を講じられるよう準備体制を整えるものとする。</p> <p>(エ) 東海地震注意情報が発表されずに東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたときは、<u>防災危機管理局副局長</u>の指示により、防災危機管理局員は全員登庁する。</p>	<p>第4節 自衛隊災害派遣計画</p> <p>第1.～第2 [略]</p> <p>第3. 災害派遣要請</p> <p>1. 災害派遣要請者および要請先</p> <p>(1) 要請者</p> <p>知事が自衛隊の災害派遣要請を行う。 ただし、事故等何らかの理由によって、知事と連絡が取れない場合には、次の役職者に 囲みの数字で示した優先順位に従って知事の代理として決裁を受け自衛隊への災害派遣要請を行う。</p> <p>副知事、<u>防災危機管理監</u>、<u>防災危機管理局長</u>、<u>防災危機管理局副局長</u></p> <p>第5節～第6節 [略]</p> <p>第7節 情報連絡計画</p> <p>第1.～第2 [略]</p> <p>第3. 地震および災害に関する情報の収集および伝達</p> <p>1.～3.[略]</p> <p>4. 強化地域に係る大規模な地震に関する情報の収集および伝達</p> <p>(1)～(4)[略]</p> <p>(5) 東海地震注意情報および東海地震予知情報が発表されたときの県の体制</p> <p>ア. 東海地震注意情報が発表されたとき</p> <p>(ア) <u>防災危機管理局長</u>の指示により、あらかじめ指定された防災危機管理局員は登庁する。 (勤務時間外の場合)</p> <p>(イ) 東海地震注意情報の解除で待機体制を解く</p> <p>イ. 東海地震注意情報に判定会が開催された旨の記述があった場合</p> <p><u>防災危機管理局長</u>の指示により、防災危機管理局員は全員登庁する。(勤務時間外の場合)</p> <p>ウ. 東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき</p> <p>(ア) 防災危機管理監は登庁するとともに、<u>知事、副知事</u>に警戒宣言の内容を連絡し対応協議を行う。</p> <p>(イ) 防災危機管理局員は本庁および各地方機関の連絡担当者に警戒宣言が発表された旨連絡をし、連絡を受けた担当者は所属長に報告する。</p> <p>(ウ) 各所属長は東海地震の発生に備え、速やかに災害対策を講じられるよう準備体制を整えるものとする。</p> <p>(エ) 東海地震注意情報が発表されずに東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたときは、<u>防災危機管理局長</u>の指示により、防災危機管理局員は全員登庁する。</p>

滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

修正前	修正後
<p>第4．災害広報計画</p> <p>1．略</p> <p>2．広報活動の内容 (1) 広報活動 前項の「地震および災害に関する情報の収集および伝達」により集約された情報およびその他災害に関し住民に広報すべき事項につき、次の活動を行う。</p> <p>ア．紙面広報 広報紙、ピラ、チラシ、ポスター等を発行し、正確な情報を提供する。</p> <p>イ．電波広報 テレビ、ラジオの放送枠を確保し、速やかに情報を提供する。この際、災害時要援護者に対する情報提供について特に配慮するものとし、聴覚障害者のために手話通訳放送および文字放送等を実施するほか、外国人のために外国語による放送等を実施するものとする。</p> <p>ウ．その他 関係部局の協力を得て、インターネットや衛星通信などを活用し、被災地内外に向けて情報を提供する。</p> <p>第8節～第9節 [略]</p> <p>第10節 交通規制計画 第1．[略] 第2．交通規制要領 1．～5．[略] 6．交通情報の提供 緊急交通路の確保とう回誘導等のため、テレビ、ラジオ等のマスメディア、パソコン通信、道路交通情報板、路側通信および道路交通情報センター等により、緊急交通路の指定について周知徹底を図るとともに交通情報を提供する。</p> <p>第11節 [略]</p> <p>第12節 鉄道施設応急対策計画</p> <p>第1．[略]</p> <p>第2．JR鉄道施設応急対策計画（西日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社）</p> <p>1．[略]</p> <p>2．応急対策</p>	<p>第4 災害広報計画</p> <p>1．略</p> <p>2．広報活動の内容 (1) 広報活動 前項の「地震および災害に関する情報の収集および伝達」により集約された情報およびその他災害に関し住民に広報すべき事項につき、次の活動を行う。</p> <p>ア．紙面広報 広報紙、ピラ、チラシ、ポスター等を発行し、正確な情報を提供する。</p> <p>イ．電波広報 テレビ、ラジオの放送枠を確保し、速やかに情報を提供する。この際、災害時要援護者に対する情報提供について特に配慮するものとし、聴覚障害者のために手話通訳放送および字幕放送等を実施するほか、外国人のために多言語による放送等を実施するものとする。</p> <p>ウ．その他 関係部局の協力を得て、インターネットや衛星通信などを活用し、被災地内外に向けて情報を提供する。</p> <p>第8節～第9節 [略]</p> <p>第10節 交通規制計画 第1．[略] 第2．交通規制要領 1．～5．[略] 6．交通情報の提供 緊急交通路の確保とう回誘導等のため、テレビ、ラジオ等のマスメディア、インターネット、道路交通情報板、路側通信および道路交通情報センター等により、緊急交通路の指定について周知徹底を図るとともに交通情報を提供する。</p> <p>第11節 [略]</p> <p>第12節 鉄道施設応急対策計画</p> <p>第1．[略]</p> <p>第2．JR鉄道施設応急対策計画（西日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社）</p> <p>1．[略]</p> <p>2．応急対策</p>

修正前	修正後												
<p>(1) JR西日本京都支社 ア.地震時の運転規制基準と警備 <u>(ア) 運転規制値(地震)</u></p> <table border="1" data-bbox="145 316 1061 590"> <thead> <tr> <th data-bbox="145 316 600 359">運 転 規 則</th> <th data-bbox="600 316 1061 359">規 則</th> </tr> <tr> <th data-bbox="145 359 600 402">速 度 制 限</th> <th data-bbox="600 359 1061 402">運 転 見 合 わ せ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="145 402 600 590"> 地震計が<u>震度4(4.0ガル以上)</u>を示したとき。 (標準) 規制範囲内を初列車は15km/h以下、初列車が到着し異常がなければ次列車以降異常なしの通報があるまで45km/h以下。 </td> <td data-bbox="600 402 1061 590"> 地震計が<u>震度5弱(8.0ガル以上)</u>を示したとき。 (標準) 規制範囲内には列車を進入させない規制区間内を通過中の列車は速度15km/h以下で最寄駅に到着、運転中止。運転再開は左記と同様。 </td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(イ) 震度4以上の地震が発生したとき、次により線路等の点検、巡回を実施する。</u> a. <u>震度4の場合、重点警備箇所のスポット巡回と同時に、45km/h以下の速度による列車巡回を行う。</u> b. <u>震度5弱以上の場合、徒歩による線路巡回を行う。</u></p> <p>第13節 [略]</p> <p>第14節 避難計画 第1.計画方針 地震時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、被災者を速やかに安全な場所に避難誘導する。また、被災者の当面の居所を確保し生活の安定を図るため、必要に応じ避難所を設置する。なお、その際には傷病者、障害者、高齢者、幼児、妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮する。また、外国人については平常時より<u>防災教育</u>に努めるものとする。 第2.～第9.[略]</p> <p>第15節～第24節 [略]</p> <p>第25節 ボランティア対策計画 第1.～第2.[略] 第3.災害ボランティアの支援に関する計画 1.[略]</p>	運 転 規 則	規 則	速 度 制 限	運 転 見 合 わ せ	地震計が <u>震度4(4.0ガル以上)</u> を示したとき。 (標準) 規制範囲内を初列車は15km/h以下、初列車が到着し異常がなければ次列車以降異常なしの通報があるまで45km/h以下。	地震計が <u>震度5弱(8.0ガル以上)</u> を示したとき。 (標準) 規制範囲内には列車を進入させない規制区間内を通過中の列車は速度15km/h以下で最寄駅に到着、運転中止。運転再開は左記と同様。	<p>(1) JR西日本京都支社 ア.地震時の運転規制基準と警備 <u>運転規制値(地震)</u></p> <table border="1" data-bbox="1236 316 1971 976"> <thead> <tr> <th data-bbox="1236 316 1603 359">運 転 規 則</th> <th data-bbox="1603 316 1971 359">規 則</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1236 359 1603 402">速 度 制 限</th> <th data-bbox="1603 359 1971 402">運 転 見 合 わ せ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1236 402 1603 976"> 地震計が<u>40ガル以上79ガル以下</u>を示したとき。 (標準) 規制区間内を初列車は15km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、次列車は45km/h以下で運転を行い、次列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、<u>運転規制の解除を行うものとする。</u>ただし、要注意箇所が設定されている場合は、保守担当区長がポット巡回を行い、異常がないことが確認されたのち、<u>運転規制の解除を行うものとする。</u> </td> <td data-bbox="1603 402 1971 976"> 地震計が<u>80ガル以上</u>を示したとき。 (標準) 規制区間内を走行中の列車は停止するものとし、規制区間内には列車を進入させないこととする。この場合、<u>震度4以下のときは、15km/h以下で最寄駅に到着後、運転を見合わせる。その後、保守担当区長の報告により異常を認められなかったときは、初列車は30km/hで運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>第13節 [略]</p> <p>第14節 避難計画 第1.計画方針 地震時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、被災者を速やかに安全な場所に避難誘導する。また、被災者の当面の居所を確保し生活の安定を図るため、必要に応じ避難所を設置する。なお、その際には傷病者、障害者、高齢者、幼児、妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮する。また、外国人については平常時より<u>避難所等に関する多言語による情報提供</u>に努めるものとする。 第2.～第9.[略]</p> <p>第15節～第24節 [略]</p> <p>第25節 ボランティア対策計画 第1.～第2.[略] 第3.災害ボランティアの支援に関する計画 1.[略]</p>	運 転 規 則	規 則	速 度 制 限	運 転 見 合 わ せ	地震計が <u>40ガル以上79ガル以下</u> を示したとき。 (標準) 規制区間内を初列車は15km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、次列車は45km/h以下で運転を行い、次列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、 <u>運転規制の解除を行うものとする。</u> ただし、要注意箇所が設定されている場合は、保守担当区長がポット巡回を行い、異常がないことが確認されたのち、 <u>運転規制の解除を行うものとする。</u>	地震計が <u>80ガル以上</u> を示したとき。 (標準) 規制区間内を走行中の列車は停止するものとし、規制区間内には列車を進入させないこととする。この場合、 <u>震度4以下のときは、15km/h以下で最寄駅に到着後、運転を見合わせる。その後、保守担当区長の報告により異常を認められなかったときは、初列車は30km/hで運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。</u>
運 転 規 則	規 則												
速 度 制 限	運 転 見 合 わ せ												
地震計が <u>震度4(4.0ガル以上)</u> を示したとき。 (標準) 規制範囲内を初列車は15km/h以下、初列車が到着し異常がなければ次列車以降異常なしの通報があるまで45km/h以下。	地震計が <u>震度5弱(8.0ガル以上)</u> を示したとき。 (標準) 規制範囲内には列車を進入させない規制区間内を通過中の列車は速度15km/h以下で最寄駅に到着、運転中止。運転再開は左記と同様。												
運 転 規 則	規 則												
速 度 制 限	運 転 見 合 わ せ												
地震計が <u>40ガル以上79ガル以下</u> を示したとき。 (標準) 規制区間内を初列車は15km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、次列車は45km/h以下で運転を行い、次列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、 <u>運転規制の解除を行うものとする。</u> ただし、要注意箇所が設定されている場合は、保守担当区長がポット巡回を行い、異常がないことが確認されたのち、 <u>運転規制の解除を行うものとする。</u>	地震計が <u>80ガル以上</u> を示したとき。 (標準) 規制区間内を走行中の列車は停止するものとし、規制区間内には列車を進入させないこととする。この場合、 <u>震度4以下のときは、15km/h以下で最寄駅に到着後、運転を見合わせる。その後、保守担当区長の報告により異常を認められなかったときは、初列車は30km/hで運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。</u>												

滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

修正前	修正後
<p>2. 災害ボランティアセンターの設置と運営</p> <p>(1) <u>地震発生後</u>、多数の災害ボランティアの申し出が予想される場合には、原則として県庁内に<u>災害ボランティアセンター</u>を設置し、ボランティア活動に関する情報提供、相談、登録等の業務を行う。その際、県本部はセンターの業務に必要な専用電話回線等を確保するとともに、報道機関と連携を図ってボランティア関連情報の広報活動を行う。その運営については、県本部および県社会福祉協議会等のボランティア関係団体が共同して行うこととする。また、他都道府県に対しては居住者を対象とする災害ボランティア相談窓口の設置を依頼し、当該相談窓口と県災害ボランティアセンターが連携することにより業務の効率化を図る。</p> <p>(2) 県社会福祉協議会等ボランティア関係団体は、県災害ボランティアセンターに担当職員を派遣し、県本部と共同して<u>災害ボランティアセンター</u>の運営にあたる。</p> <p>(3) 市町においても、必要に応じて<u>県に準じた体制</u>の災害ボランティアセンターを設置することとし、市町は、災害ボランティアセンターの設置について市町地域防災計画に規定することとする。</p> <p>また、市町災害ボランティアセンターおよび市町本部はボランティアの必要数、支援業務内容、受付場所、受入体制等について速やかに県災害ボランティアセンターに連絡する。</p> <p>(4) [略]</p>	<p>2. 災害ボランティアセンターの設置と運営</p> <p>(1) <u>県は、地震発生後</u>、多数の災害ボランティアの申し出が予想される場合には、原則として県庁内に<u>県災害ボランティアセンター</u>を設置し、ボランティア活動に関する情報提供、相談、登録等の業務を行う。その際、県本部はセンターの業務に必要な専用電話回線等を確保するとともに、報道機関と連携を図ってボランティア関連情報の広報活動を行う。その運営については、県本部および県社会福祉協議会等のボランティア関係団体が共同して行うこととする。また、他都道府県に対しては居住者を対象とする災害ボランティア相談窓口の設置を依頼し、当該相談窓口と県災害ボランティアセンターが連携することにより業務の効率化を図る。</p> <p>(2) 県社会福祉協議会等ボランティア関係団体は、県災害ボランティアセンターに担当職員を派遣し、県本部と共同して<u>県災害ボランティアセンター</u>の運営にあたる。</p> <p>(3) 市町においても、必要に応じて<u>市町</u>災害ボランティアセンターを設置することとし、市町は、災害ボランティアセンターの設置について市町地域防災計画に規定することとする。</p> <p>また、市町災害ボランティアセンターおよび市町本部はボランティアの必要数、支援業務内容、受付場所、受入体制等について速やかに県災害ボランティアセンターに連絡する。</p> <p>(4) [略]</p>
<p>第26節～第27節 [略]</p>	<p>第26節～第27節 [略]</p>
<p>第4編 災害復旧計画</p>	<p>第4編 災害復旧計画 [略]</p>
<p>第1節～第2節 [略]</p>	<p>第1節～第2節 [略]</p>
<p>第3節 県民生活の支援</p>	<p>第3節 県民生活の支援</p>
<p>第1～第2 [略]</p>	<p>第1～第2 [略]</p>
<p>第3 被災者生活再建支援金の支給</p>	<p>第3 被災者生活再建支援金の支給</p>
<p>1. 計画方針</p>	<p>1. 計画方針</p>
<p>被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、被災者の自立した生活の開始を支援する。</p>	<p>被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、被災者の自立した生活の開始を支援する。</p>
<p>2. 計画内容</p>	<p>2. 計画内容</p>
<p>(1) 法律の適用</p>	<p>(1) 法律の適用</p>
<p>ア. 対象となる災害</p>	<p>ア. 対象となる災害</p>
<p>暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象基準は次のとおりである。</p>	<p>暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象基準は次のとおりである。</p>
<p>(ア) 災害救助法が適用される程度の災害</p>	<p>(ア) 災害救助法が適用される程度の災害</p>
<p>市町の区域内における住家滅失世帯数が参考に掲げる「市町別災害救助法適応基準一覧表」に掲げる「適用1」欄以上である場合、または県の区域内における住家滅失世帯数が1,500世帯以上で、市町の区域内における住家滅失世帯数が「市町別災害救助法適応基準一覧表」に掲げる「適用2」欄以上である場合。(滅失世帯数には、災害救助法施行令第1条第2項のいわゆる見なし規定による算定数を含む)</p>	<p>市町の区域内における住家滅失世帯数が参考に掲げる「市町別災害救助法適応基準一覧表」に掲げる「適用1」欄以上である場合、または県の区域内における住家滅失世帯数が1,500世帯以上で、市町の区域内における住家滅失世帯数が「市町別災害救助法適応基準一覧表」に掲げる「適用2」欄以上である場合。(滅失世帯数には、災害救助法施行令第1条第2項のいわゆる見なし規定による算定数を含む)</p>
<p>(イ) 市町の区域内における住家全壊の世帯数が10以上である災害</p>	<p>(イ) 市町の区域内における住家全壊の世帯数が10以上である災害</p>
<p>(ウ) 県内における住家全壊の世帯数が100以上である災害</p>	<p>(ウ) 県内における住家全壊の世帯数が100以上である災害</p>
<p>(エ)(ア)から(ウ)に規定する市町または都道府県の区域に隣接する市町のうち、人口10万人未満で全壊世帯数が5以上である災害</p>	<p><u>(エ)(ア)または(イ)に規定する被害が発生し、県内その他の市町(人口10万人未満に限る)のうち全壊世帯数が5以上である災害</u></p>
<p>(オ)(ア)から(ウ)に規定する市町または都道府県の区域に隣接する市町のうち、人口10万人未満で全壊世帯数が5以上である災害</p>	<p>(オ)(ア)から(ウ)に規定する市町または都道府県の区域に隣接する市町のうち、人口10万人未満で全壊世帯数が5以上である災害</p>

滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

修正前		修正後																																														
<p>イ．被害の認定 被害の認定は、参考に掲げる「災害の被害認定基準」に基づき、市町は適正かつ迅速に行うものとする。ただし、大規模半壊については、損壊部分が延べ床面積の50%以上70%未満、または損害割合（経済的被害）が40%以上50%未満とする。</p> <p>ウ．公示 県は、市町からの被害報告にもとづき、発生した災害が被災者生活再建支援法の対象となるものと認められた場合は、速やかに内閣府政策統括官（防災担当）に報告するとともに、公示を行う。</p> <p>(2) 支給対象世帯と支給限度額 <u>(1)のウにより公示された災害により、住家が全壊した世帯またはこれに準ずる被害を受けたと認められる世帯のうち、下記の要件に該当する世帯に対し、支給限度額の範囲内で支給する。</u> (単位：万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯全員の年収、年齢等</th> <th rowspan="2">世帯数</th> <th rowspan="2">支給限度額</th> <th rowspan="2">生活関係経費</th> <th colspan="2">居住関係経費</th> </tr> <tr> <th></th> <th>うち家賃等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">500万円以下の世帯</td> <td>複 数</td> <td>300</td> <td>100</td> <td>200</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>単 数</td> <td>225</td> <td>75</td> <td>150</td> <td>37.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・世帯主が45歳以上または要援護世帯で 500万円<年収 700万円 ・世帯主が60歳以上または要援護世帯で 700万円<年収 800万円</td> <td>複 数</td> <td>150</td> <td>50</td> <td>100</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>単 数</td> <td>112.5</td> <td>37.5</td> <td>75</td> <td>18.75</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>居住関係経費については、大規模半壊世帯または被災住宅が自己所有でない世帯は、支給限度額が2分の1となる（家賃等を除く）。また、被災時に居住していた都道府県外（当該都道府県に隣接する市町は除く）に移転する場合は、経費の算出にあたり2分の1を乗じる。なお、生活関係経費については、大規模半壊世帯は申請することができない。</u></p> <p>(3) 支給対象経費 <u>被災者の自立した生活の再建にあたり必要となる下記の経費に対して支給する。</u> ア．生活関係経費 <u>(ア) 生活に通常必要な物品の購入や修理、転居に要する経費</u> <u>(イ) 被災世帯に属する者の特別な事情により必要となる物品（ベビーカー、医療用具等）の購入や修理に要する経費、転居のための旅費、当該災害にかかる医療にかかる経費等</u> イ．居住関係経費 <u>(ア) 住宅の再建設のため必要な従前住宅の解体、従前住宅から発生した廃棄物の撤去および整地費に要する費用</u> <u>(イ) 住宅の建設または購入のための借入金その他の債務に係る利息および債務保証料</u> <u>(ウ) 住宅（公営住宅を除く）を賃借する場合における当該住宅の家賃</u> <u>(エ) 住宅の建設が完了し、または住宅の購入をするまでの間一時的な居住の用に供する仮設住宅その他の物件または施設の利用料</u></p>		世帯全員の年収、年齢等	世帯数	支給限度額	生活関係経費	居住関係経費			うち家賃等	500万円以下の世帯	複 数	300	100	200	50	単 数	225	75	150	37.5	・世帯主が45歳以上または要援護世帯で 500万円<年収 700万円 ・世帯主が60歳以上または要援護世帯で 700万円<年収 800万円	複 数	150	50	100	25	単 数	112.5	37.5	75	18.75	<p>イ．被害の認定 被害の認定は、参考に掲げる「災害の被害認定基準」に基づき、市町は適正かつ迅速に行うものとする。ただし、大規模半壊については、損壊部分が延べ床面積の50%以上70%未満、または損害割合（経済的被害）が40%以上50%未満とする。</p> <p>ウ．公示 県は、市町からの被害報告にもとづき、発生した災害が被災者生活再建支援法の対象となるものと認められた場合は、速やかに内閣府政策統括官（防災担当）に報告するとともに、公示を行う。</p> <p>(2) 支給対象世帯 ア．住宅が全壊した世帯 イ．住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ウ．災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 エ．住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯</p> <p>(3) 支援金の支給額 <u>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。</u> <u>(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)</u> ア．住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊</th> <th>半壊</th> <th>長期避難</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>((2)アに該当)</td> <td>((2)イに該当)</td> <td>((2)ウに該当)</td> <td>((2)エに該当)</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table>		住宅の被害程度	全壊	半壊	長期避難	大規模半壊		((2)アに該当)	((2)イに該当)	((2)ウに該当)	((2)エに該当)	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円
世帯全員の年収、年齢等	世帯数					支給限度額	生活関係経費	居住関係経費																																								
			うち家賃等																																													
500万円以下の世帯	複 数	300	100	200	50																																											
	単 数	225	75	150	37.5																																											
・世帯主が45歳以上または要援護世帯で 500万円<年収 700万円 ・世帯主が60歳以上または要援護世帯で 700万円<年収 800万円	複 数	150	50	100	25																																											
	単 数	112.5	37.5	75	18.75																																											
住宅の被害程度	全壊	半壊	長期避難	大規模半壊																																												
	((2)アに該当)	((2)イに該当)	((2)ウに該当)	((2)エに該当)																																												
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																																												

滋賀県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

修正前	修正後								
<p><u>(オ)上記(ア)から(エ)に掲げるもののほか、住宅の賃借、建設、購入等をするうえで必要となる以下の手数的経費</u> <u>住宅の建築確認、完了検査および中間検査に係る申請料および建築士等に支払う報酬</u> <u>仲介手数料</u> <u>住宅の表示登記、所有権保存登記、所有権移転登記または抵当権設定登記について、土地家屋調査士または司法書士等に支払う報酬</u> <u>水道加入分担金</u></p> <p>(4) 支給申請 市町は、支援金支給の申請を受けた場合、速やかに申請書類の審査、当該申請に係る被害の認定を行う。 <u>県は、市町から申請書類の送付があった場合、これを審査のうえ支給の可否を決定する。</u> 県は、支援金の支給に係る事務のすべてを下記(5)の被災者生活再建支援法人に委託する。</p> <p>(5) 被災者生活再建支援法人 内閣総理大臣は、支援金の支給業務を行う団体として、被災者生活再建支援法人を指定する。各都道府県は、被災者生活再建支援法人に対し、支援業務を運営するための基金に充てるために必要な資金を、都道府県の区域内世帯数等を考慮して拠出する。</p> <p>(被災者生活再建支援金の支給手順)</p> <p>第4節 住宅の復興 第1.～第2.[略] 第3 民間住宅の再建支援 1. 県・市町は、<u>住宅金融公庫</u>等の住宅再建融資の斡旋を行う。 2. 県は、新築資金貸付、利子補給制度による民間賃貸住宅の復興促進に努める。 3. 県・市町は、特定優良賃貸住宅供給促進事業の拡大、充実を図り、民間賃貸住宅の復興を促進する。 4. 県は、滋賀県住宅供給公社と連携し、公社が建設を予定している団地での戸建住宅の建設を促進する。 第4.～第5.[略]</p>	<p><u>イ.住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)</u></p> <table border="1" data-bbox="1120 263 1859 422"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借(公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(または補修)する場合は、合計で200(または100)万円</u></p> <p>(4) 支給申請 市町は、支援金支給の申請を受けた場合、速やかに申請書類の審査、当該申請に係る被害の認定を行う。 県は、支援金の支給に係る事務のすべてを下記(5)の被災者生活再建支援法人に委託している。</p> <p>(5) 被災者生活再建支援法人 内閣総理大臣は、支援金の支給業務を行う団体として、被災者生活再建支援法人を指定する<u>こととされており、財団法人都道府県会館がその指定を受けている。</u>各都道府県は、被災者生活再建支援法人に対し、支援業務を運営するための基金に充てるために必要な資金を、都道府県の区域内世帯数等を考慮して拠出する。</p> <p>(被災者生活再建支援金の支給手順)</p> <p>第4節 住宅の復興 第1.～第2.[略] 第3 民間住宅の再建支援 1. 県・市町は、<u>住宅金融支援機構</u>等の住宅再建融資の斡旋を行う。 2. 県は、新築資金貸付、利子補給制度による民間賃貸住宅の復興促進に努める。 3. 県・市町は、特定優良賃貸住宅供給促進事業の拡大、充実を図り、民間賃貸住宅の復興を促進する。 4. 県は、滋賀県住宅供給公社と連携し、公社が建設を予定している団地での戸建住宅の建設を促進する。 第4.～第5.[略]</p>	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)						
支給額	200万円	100万円	50万円						